経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

内閣府
財務省令
経済産業省

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省・経済産業省・内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第五号中「規定するもの」を「掲げるもの」に改める。

第四十三条の二第三号イ、第四十五条第一項及び第五十条第一項中「第四十五条各号」の下に「（第三号及び第四号を除く。）」を加える。

第五十二条第一項中「第三十七条第一項各号」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

第五十九条第一項第一号中「まで」の下に「に掲げる事項」を加える。

第七十条第一項第二十五号中「第一号から前号まで」を「前各号」に改め、同条第二項第二号中「第四号に掲げる業務を除く。）又は」を「同号に掲げる業務を除く。）又は」に、「業務（第四号」を「業務（同号」に改め、同項第四十九号中「第一号から前号まで」を「前各号」に改める。

第八十三条第一項第五号リ中「公認会計士」の下に「（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。次条第三号へにおいて同じ。）」を加える。

第九十条第一項第十号中「の決議又は」を「又は」に、「自己の」を「その」に改め、同号の次に次の三号を加える。

十の二　会社法第百六十八条第一項の規定により取得する日を定めたその取得条項付株式（同法第二条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。）を取得しようとする場合

十の三　会社法第百七十一条第一項前段の規定による株主総会の決議により同項前段に規定するその全部取得条項付種類株式の全部を取得しようとする場合

十の四　会社法第百九十九条第一項の規定によりその処分する自己株式（同法第百十三条第四項に規定する自己株式をいう。）を引き受ける者の募集をしようとする場合

第九十条第一項第十三号中「をいう」の下に「。第三十四号及び第三十五号において同じ」を加え、同項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　新株予約権付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて償還をしようとする場合を含む。）

第九十条第一項に次の二号を加える。

三十四　専ら商工組合中央金庫の自己資本の充実に資する資金の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うことを目的として設立された連結子法人等が商工組合中央金庫以外の者から資本調達を行おうとする場合

三十五　前号の連結子法人等が資本調達に係る期限前弁済又は期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

附　則

この命令は、平成二十六年七月三十一日から施行する。

○内閣府・農林水産省令第七号

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）を実施するため、農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年七月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　林　芳正

農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百五十条第一項第八号中「ものをいう」の下に「。第三十号及び第三十一号において同じ」を加え、同項に次の二号を加える。

三十　専ら農林中央金庫の自己資本の充実に資する資金の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うことを目的として設立された連結子法人等が農林中央金庫以外の者から資本調達を行おうとする場合

三十一　前号の連結子法人等が資本調達に係る期限前弁済又は期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

附　則

この命令は、平成二十六年七月三十一日から施行する。

省　令

○法務省令第二十五号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、法務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月四日

法務大臣　谷垣　禎一

法務省定員規則の一部を改正する省令

法務省定員規則（平成十三年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「五〇、八六二人」を「五〇、八八二人」に改め、同表合計の項中「五二、四〇〇人」を「五二、四二〇人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（法務省定員規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　法務省定員規則の一部を改正する省令（平成二十六年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表中「五〇、九二六人」を「五〇、九四六人」に、「五〇、八七六人」を「五〇、八九六人」に改める。

○財務省令第四十七号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、財務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月四日

財務大臣　麻生　太郎

財務省定員規則の一部を改正する省令

財務省定員規則（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	一五、二五九人	
国税庁	五五、七九〇人	
合計	七一、〇四九人	

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　改正後の財務省定員規則第一条の規定にかかわらず、本省の定員は、平成二十六年九月三十日までの間においては、一五、三三五人とする。

○厚生労働省令第七十六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月四日

厚生労働大臣　田村　憲久

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項中第七号の二十七を第七号の二十八とし、第七号の九から第七号の二十六までを一号ずつ繰り下げ、第七号の八の次に次の一号を加える。

七の九　（二R・三S）―三―（一・一―ジメチルエチル）オキシカルボニルアミノ―二―ヒドロキシ―三―フェニルプロパン酸　（一S・二S・三R・四S・五R・七S・八S・一〇R・一三S）―四―アセトキシ―二―ベンゾイルオキシ―五・二〇―エポキシ―一―ヒドロキシ―七・一〇―ジメトキシ―九―オキソタキス―一一―エン―一三―イル（別名カバジタキセル）及びその製剤